

様式 14

札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務委託契約候補者選考調書

札幌市子育て世帯訪問支援事業実施業務の委託契約候補者の案は、下記のとおりとする。

令和 8 年 2 月 26 日

契約候補者名

法人名（指定年度）	年間委託予定額
社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（平成 29 年度）	2, 225, 000 円
社会福祉法人麦の子会（令和 2 年度）	307, 000 円
社会福祉法人楡の会（令和 2 年度）	154, 000 円
社会福祉法人あむ（令和 6 年度）	231, 000 円
特定非営利活動法人ホップ障害者地域生活支援センター（令和 6 年度）	154, 000 円
社会福祉法人緑伸会（令和 7 年度）	154, 000 円
株式会社アリスキャリアサービス（令和 7 年度）	307, 000 円

特定随意契約とする理由

本事業の実施要綱第 3 条第 1 項において実施主体について定めており、上記契約候補者は(1)または(3)に該当すること及び令和 7 年度において良好な事情実績があることに加え、別記にて定めている要件の全てを満たしている。

本業務は家事支援及び育児支援が主な支援内容であることから、その経験を積んだ訪問支援員の派遣が可能であることが必須である。また、訪問支援員の派遣による養育状況の改善等の効果を高めていくためには、訪問支援員の支援の在り方について検証を重ね、より適切な支援計画の策定及び運用の改善等につなげていく必要がある。そのため、事業者には訪問支援員の活動の中から養育状態の変化及び支援における課題を把握できるよう、保健師、看護師、社会福祉士等の専門職が訪問支援員からの相談に随時対応できる体制が必要である。

これらの条件を満たし、かつ、現状受託の意向を示している事業者は、上記 7 者の契約候補者のみである。なお、本事業の性質上、要件を満たす事業者に対し、担当課から連絡の上、事業概要や目的、支援対象者等を説明し、受託の意向について確認している。委託料については要綱で定めていることから、価格についての競争性はなく、指定した法人全てと要綱において定めた金額で単価契約することから、

競争入札に適さない。

については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約（特定）とする。

なお、契約金額については、要綱に定める委託料の単価により利用実績に基づき算定することから、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日財政局理事決裁）第 91 条第 3 項の規定により、見積書を徴しないものとする。

根拠法令等

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（100 万円超のとき）

札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 91 条第 3 項（100 万円以下のとき）